

「やむを得ない事情」で代理人がマイナンバーカードを受取る場合について

病気、身体の障害等によりご本人が来庁できない場合に限りです。

本人及び代理人の本人確認書類のほかに、診断書、障害者手帳等「来庁できない事情」が確認できる書類（原本）をご提示いただき、その写しをとらせていただくこととなります。

また、交付通知書（同封のはがき）裏面の中段「委任状」欄への住所と氏名の記入・押印（本人及び代理人）と、下段「暗証番号記入欄」への本人による暗証番号の記入（記入後、目隠しシールを貼付してください）が必要です。

「15歳未満の方」、「成年被後見人」がマイナンバーカードを受取る場合について

受取りには、法定代理人の同伴が必要です。

暗証番号の入力及びマイナンバーカードの受取りは、法定代理人に行ってくださいこととなります。

本人及び法定代理人の本人確認書類のほかに、法定代理人である資格を証明する戸籍謄本等の書類が必要となります。（15歳未満の方で、市内に本籍地がある場合又は、法定代理人が同じ世帯の親等の場合は不要です。）